



©2011練馬区ねり丸

令和8年度
支援世帯
募集

家庭訪問型 学習支援事業のご案内

ひとり親家庭の自宅に学習支援員を派遣し、学習習慣を身につけ、基礎学力の定着を図ります。
また、お子さまや保護者の方の悩み相談にも応じます。

対象

小学1年生～中学2年生の児童・生徒のいるひとり親家庭
※ほかにも要件があります。必ず裏面をご確認ください。

定員

60世帯
(面接などの選考により決定)

支援期間・時間

令和8年8月～令和9年3月
計24回(月3回)各回2時間
※ご相談のうえ訪問日・時間帯を決定します。

応募期間

令和8年5月11日(月)～6月10日(水)

選考方法および説明会兼選考会

日付：令和8年6月14日(日)/20日(土)/21日(日)【3日間】

時間：①10時～ ②13時～ ③15時～(各回2時間程度)

※【重要】選考会には児童・生徒と保護者の方がそろってご参加ください。そろっていない場合はご参加いただけない場合があります。

※上記日付でご都合が合わない場合は、申込フォームまたはお電話にてその旨をご連絡ください。株式会社サクシードより、個別面談の日程調整のためご連絡いたします。

※選考は、家庭の状況などにより行います。

※会場については、お申し込みいただいた後、対象となる世帯へ後日郵送でお知らせします。

お申し込み・お問い合わせ

お申し込みは下記QRコードから



QRコードを読み込み
申し込みフォームに入力の上
送信してください

<https://forms.gle/iAFYw5cDTRdZVLQw5>

お電話でのお申し込み、お問い合わせ



株式会社 サクシード

03-5287-1962

営業時間 9:00～21:00(土日祝休み) 練馬区学習支援事業 担当まで

練馬区ひとり親家庭向け家庭訪問型学習支援事業

1. 対象要件

- ① 練馬区内に住所を有する児童扶養手当受給世帯または所得がこれに相当するひとり親家庭で、小学1年生～中学2年生の児童・生徒であること。
※児童扶養手当申請者本人の所得超過で児童扶養手当が支給されていない世帯は対象外です。
※同居している親族の所得超過や年金受給等で児童扶養手当が支給されていない世帯は対象となる場合があります。
- ② 学習塾・家庭教師等との併用をしないこと。
- ③ 練馬区が実施する他の学習支援の提供を受けていないこと。
- ④ 生活保護を受けていないこと。
- ⑤ 学習支援は児童・生徒の自宅のみで行うことを了承していること。また、学習支援の時間帯は保護者も在宅であること。
- ⑥ 原則、練馬区立小学校・中学校に在籍し通学していること。

※お申し込みの時に、練馬区が要件確認のために区が保有する個人情報を確認することに同意をいただきます。

2. 学習内容

- ① **学習の流れ**
1回2時間の学習です。
- ② **教材**
主に基礎学力を身につけるための学習に活用します。1人2冊までの教材を提供します。そのほか、学校の教科書、お手持ちの参考書等を使用します。
- ③ **家庭内模擬テストの実施**
小学生は国語・算数の2教科、中学生は数学・英語の2教科で行います。

時間配分	実施内容
10分	前回の授業の復習をします。
45分	学習（苦手な科目や学校の授業で分からないところの学習をしたり、テストの対策や見直しをしたりします。）
10分	休憩
40分	学習
10分	今日の授業のまとめと、次回までの課題を出します。
5分	次回の授業日を確認します。

3. 支援体制

- ① **コーディネーターの定期面談**
コーディネーターが家庭訪問を行い、親子面談を実施します。学習面だけではなく、生活面についてもお子さまと保護者の方に寄り添い、アドバイスを行います。
- ② **相談窓口**
支援期間中は、相談窓口（株式会社サクシード）を開設し、家庭からの悩み相談に応じます。

☎ **03-5287-1962** 株式会社サクシード
練馬区学習支援事業 担当まで